

みんなで  
支える  
みんなの  
医療

通巻 4号

# ちば広域連合だより

臨時号

◇編集・発行／千葉県後期高齢者医療広域連合 総務課  
〒260-0013千葉県千葉市中央区中央3-3-8(日本生命千葉中央ビル3階)  
◇発行日／年2回 ◇TEL.043-223-0075 ◇FAX.043-223-0085  
◇E-mail/info@kouiki-chiba.jp ◇URL/http://www.kouiki-chiba.jp/

(平成20年7月1日現在)  
千葉県人口：6,139,750人  
被保険者数：494,392人  
(長寿医療制度)

## 保険料の軽減割合が拡大されました

該当する方には、保険料額の変更通知をお送りしています。

### 平成20年度の経過的な軽減対策

均等割  
8.5割  
軽減

既に7割軽減の適用を受けていた方は、一律8.5割軽減(32,000円減額)に拡大されます。

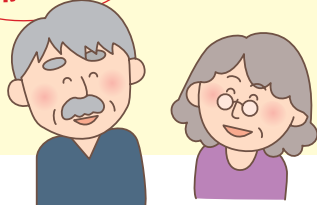
基礎控除後の総所得金額(賦課所得)が58万円以下の方は、所得割額が一律50%軽減されます。(年金収入の場合153万円から211万円までの方)

所得割  
50%  
軽減

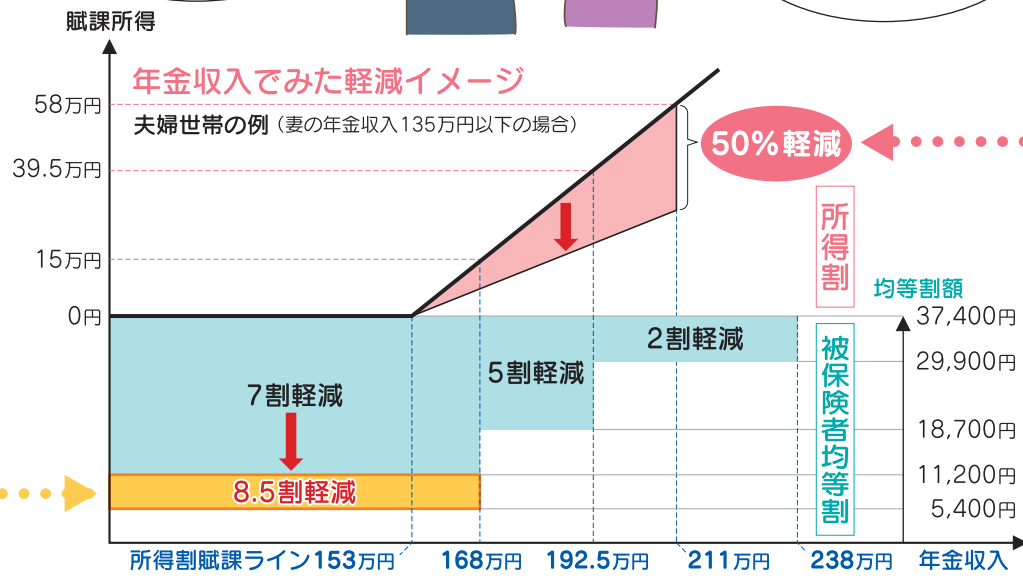
均等割

7割軽減の方は、皆、8.5割軽減に拡大じゃ!!

今年度の特別対策だね



総所得 58万円以下だと 50%軽減よ!



※上記は、平成20年度の軽減内容であり、平成21年度以降は対象となる方や軽減割合が変わります。  
※この軽減対策に必要な財源は国により補てんされます。  
※保険料の計算式は3面を参照してください。  
※4市町(旭市・匝瑳市・東庄町・芝山町)の均等割8.5割軽減額は異なります。

所得の低い方の保険料をさらに軽減しました  
所得の低い方に対する保険料の被保険者均等割額及び所得割額の減額の特例などが決定しました。

## 保険料の支払い方法を変更できるようになりました

### 保険料の口座振替

次のいずれかの条件に当てはまる方は、市(区)町村に申し出ていただければ、年金からの引き落としに代えて、保険料のお支払い方法を口座振替に変更することができます。

夫の口座から払ってもらえるわ!

口座振替できる2つの条件!?

- ①これまで2年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかった方
- ②年金収入180万円未満の方で、世帯主や配偶者が、本人に替わって口座振替で保険料を支払ってくれる方



※保険料の納付方法を口座振替に変更した場合、世帯主や配偶者の方の社会保険料控除の額が増えることによって、世帯全体でみた場合の所得税や住民税の額が少なくなる場合があります。詳しくは税務署またはお住まいの市(区)町村にお問い合わせください。